

入札公告

総 発 第 8 0 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項および見附市財務規則（昭和39年規則第3号）第155条の規定により、一般競争入札を実施するので、下記のとおり公告します。

令和8年9月30日

見 附 市 長 稲 田 亮

1. 固有事項

工 事 番 号		防安交第 7 6－A 8 3－2号	
工 事 名		市道 上新田市野坪線 舗装修繕（その2） 工事	
工 事 場 所		見附市 上新田町 地内	
履 行 期 間		契約締結日から 令和9年3月31日まで	
概 要		舗装修繕工事 L＝50m ②基層工（t＝5cm） A＝575m ² ⑥表層工（t＝5cm） A＝575m ² 路上路盤再生工 A＝575m ² 区画線工 L＝230m	
予 定 価 格		入札後に公表します。	最低制限価格 設定します。
入 札 保 証 金		免除	契 約 保 証 金 請負金額が500万円以上の場合は納付
前 金 払		請負金額が200万円以上の場合はする	
部 分 払		請負金額が100万円以上の場合はする	
入 札 参 加 条 件		(以下のすべてを満たすもの)	
入 札 参 加 登 録		令和7・8年度見附市建設工事入札参加資格登録者	
地 域 要 件		見附市内に建設業法で定める営業所を有する者（ただし、本社・本店以外の営業所で参加する場合は、営業所開設1年を経過し、かつ営業所としての法人市民税の未納がない者に限ります。）	
工 種 及 び 格 付 （総合評定値等）		「土木」工事の格付等級A又はBの者	
そ の 他		令和7年度に市内における道路等維持修繕補修実績を有する者、又は、見附市と道路除排雪作業委託契約を締結している者	
参加資格確認申請書及び添付書類の提出			
受 付 期 間		令和8年9月30日（水）9時 から 令和8年10月6日（火）16時 まで （ただし、電子入札システム休止時間を除く。）	
添 付 書 類 及 び 提 出 方 法		配置予定技術者等確認書（見附市ホームページ内の電子入札ポータルサイトに様式を掲載）及び入札参加条件において定めがある場合はその書類等を、電子入札システムを用いて提出すること。	
参 加 資 格 確 認 結 果 の 通 知		参加資格確認申請書等を提出した者に、令和8年10月8日（木）16時までそれぞれ電子入札システムにより通知します。	
設 計 図 書 等		新潟県入札情報サービスに掲載する。ただし、添付できないものは見附市ホームページ（入札情報）に掲載する。	
設計図書等に関する質問			
受 付 期 限		令和8年10月6日（火）16時まで	
受 付 方 法		電子メール（kanzai@city.mitsuke.niigata.jp）で見附市総務課管財係へ提出。	
回 答 方 法		令和8年10月8日（木）までに入札情報サービスに掲載する。	
入 札 及 び 開 札			
入 札 期 間		令和8年10月13日（火）9時 から 令和8年10月14日（水）16時 まで （ただし、電子入札システム休止時間を除く。）	

入札方法	電子入札システムを用いて入札すること。
開札日時	令和8年10月15日（木）9時以降
工事費内訳書等	入札金額に対応した工事費内訳書又は見積内訳書を入札書と一緒に提出すること。 工事費内訳書等の未提出及び入札書の金額と一致しない等、内容に不備がある場合は失格とする。
入札回数	2回までとする（内、再入札1回）。 ※再入札の日程等は、電子入札システムにより確認すること。
その他特記事項	—
共通事項	
入札の中止	入札中止又は延期の連絡については入札参加業者に通知します。
入札の辞退	入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合はあらかじめ電子入札システムから入札辞退申請を行ってください。
入札金額の記載	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。
無効入札	入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
落札者の決定	開札の結果、予定価格の範囲内で最低価格を入札した者（最低制限価格未満の入札者を除く。）を落札者とします。
その他	1. この公告に定めるもののほか入札の実施については、見附市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによります。 2. 入札参加申請者が少数で、競争性が確保されないと認められるときは入札を中止することがあります。 3. 入札参加資格の審査のために作成する書類等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。 4. 3により提出された書類等は目的以外には使用しません。 5. 3により提出された技術資料等は、返却しません。